

大口町告示第42号

大口町介護保険市町村特別給付実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月29日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護保険市町村特別給付実施要綱の一部を改正する要綱

大口町介護保険市町村特別給付実施要綱（平成21年大口町告示第38号）の一部を次のように改正する。

様式第3及び様式第6中

「この通知による処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に愛知県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。また、この通知による処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、大口町を被告として（大口町長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、この通知による処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経たないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも大口町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。」を

「1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大口町に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大口町を被告として（訴訟において大口町を代表する者は大口町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経

過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができます。

」に

改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。